

予納郵便切手一覧表(債権執行)

横浜地方裁判所

申立て種類		予納郵便切手										備考	
		500円	100円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円	合計		うち申立書に執行費用として計上できる額
①	債権・その他財産権 差押命令	5枚	7枚	5枚	4枚	5枚	5枚	3枚	5枚	5枚	4,000円	陳述催告あるとき 3,196円 陳述催告ないとき 2,586円	
	債務者1名増えるごとの加算 基準	2枚	2枚	1枚	1枚		1枚	1枚	2枚		1,353円	1,204円	
	第三債務者1名増えるごとの 加算基準(陳述催告あり)	3枚	3枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚		2,142円	1,814円	第三債務者は、送達先ごとに1名として計算する。
	第三債務者1名増えるごとの 加算基準(陳述催告なし)	2枚	2枚	1枚	1枚		1枚	1枚	2枚		1,353円	1,204円	同上
②	転付命令 (差押命令発令後に 申し立てる場合)	4枚	4枚	1枚			1枚		4枚		2,502円		当事者1名増すごとに上記 債務者1名増えるごとの加算 基準を適用する。
③	売却命令 譲渡命令	8枚	10枚	5枚	5枚	10枚	5枚	5枚	10枚	5枚	5,970円		
④	執行異議	8枚	4枚	4枚		5枚	5枚		3枚	8枚	4,900円	※収入印紙 500円	当事者1名増すごとに500 円×4枚、100円×3枚、84 円×2枚、20円×3枚、10 円×6枚、2円×4枚、1円× 4枚(合計2,600円分)を1 組追加
⑤	執行抗告											※収入印紙 1000円	

(注)重量超過や速達等場合には、切手の追納が必要となることがあります。